



一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

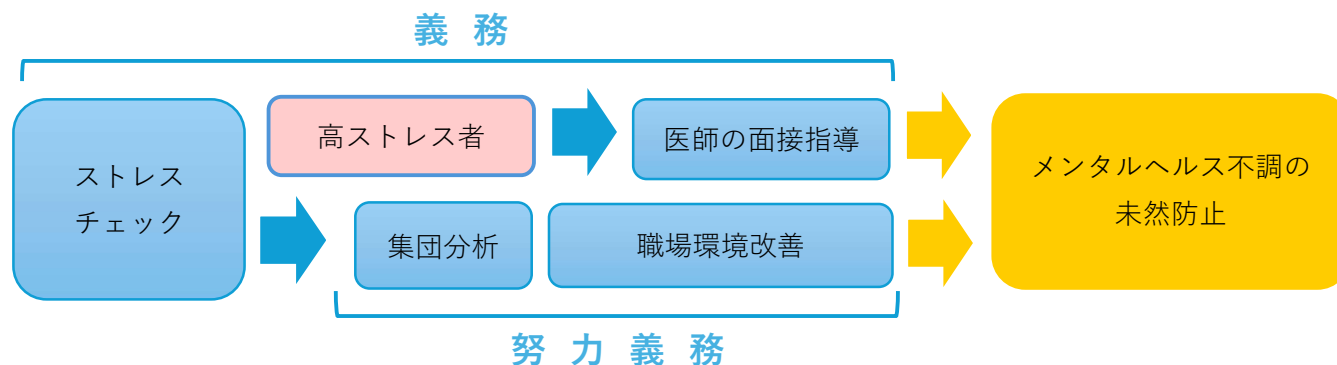
8月5日は「タクシーの日」

社会・労働関係法の改正動向

職場のメンタルヘルス対策の推進

(公布後3年以内の政令で定める日から施行)

◆労働者数が50人未満の事業場でのストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務化



【左図:ストレスチェック制度の流れ】

高齢労働者の労働災害防止の推進

(令和8年4月1日から施行)

- ◆高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが努力義務化
- ◆国が定める指針に基づいた取組を行う必要

治療と仕事の両立支援の推進

(令和8年4月1日から施行)

- ◆職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが努力義務化
- ◆国が定める指針に基づいた取組を行う必要



一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

8月5日は「タクシーの日」

社会・労働関係法の改正動向

被用者保険の適用拡大

(公布から3年以内の政令で定める日から施行等)

- ◆短時間労働者について、賃金要件(月額8.8万円、年収106万円相当)を撤廃
全国の地域別最低賃金が1,016円となることを見極めて撤廃(今年度の最賃改定で実現見込)
- ◆企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃
※被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討

企業規模 (常勤の従業員数で判断)	実施期間
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

今回改正

在職老齢年金制度の見直し

(令和8年4月1日から施行)

- ◆在職老齢年金制度の支給停止基準を現行の50万円から62万円に引上げ
※在職老齢年金制度とは、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に老齢厚生年金支給を減らす仕組み



一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

8月5日は「タクシーの日」

社会・労働関係法の改正動向

カスタマーハラスメント対策の義務化

(公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行)

◆カスタマーハラスメントの定義(①~③のすべてを満たすもの)を法定

①顧客、取引先、施設利用者その他利害関係者が行う、②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること

◆カスタマーハラスメント対策制定の義務化

◆事業者が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後定める指針に明記(秋頃から議論開始予定)

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

(公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行)

◆求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対するセクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講ずることを義務化

◆事業者が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後定める指針に明記(秋頃から議論開始予定)

女性活躍促進に向けた情報公開範囲の拡大

(令和8年4月1日から施行)

◆101人以上の企業について、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化